

自動車リサイクル法 破砕業 標準作業書ガイドライン

さいたま市産業廃棄物指導課

平成28年1月

本書は、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループが作成した「自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン（平成16年2月）」をもとに、法令の改正等を踏まえさいたま市が定めたものである。



記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること 標準作業書 (破碎業) 〇〇商会 平成〇〇年〇月〇日 制定 平成〇〇年〇月〇日 改訂	＜標準作業書ガイドラインの性格＞ ■ 本ガイドラインの記載例はあくまで好ましい一例であり、この記載内容に沿っていないからといって、必ずしも不適切というものではない。 ■ 解体業、破碎業を兼業する場合は、解体業、破碎業まとめて1つの標準作業書として作成することも可能。 ■ 破碎前処理（プレス・せん断）を行う業者は、破碎業の許可を受ける必要があり、標準作業書も作成する必要がある。 ■ 作業工程の改善を随時行い、標準作業書の見直しを行う。 ■ 改訂した場合は、改訂履歴を記入。この場合、さいたま市産業廃棄物指導課に改訂から30日以内に届出が必要。

記 載 例	解 説
目 次 本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること 1. フローチャート（処理の流れ）4 2. 事業場の配置図5 3. 解体自動車の運搬の方法6 (1) 自社車両による運搬 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 4. 解体自動車の保管の方法7 (1) 保管場所の範囲の明確化 (2) 保管の方法 5. 解体自動車の破砕前処理の方法9 (1) 圧縮の方法（プレス機の例） (2) せん断の方法（ギロチンシャーの例） (3) 破砕前処理品の運搬先 (4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置 6. 解体自動車の破砕の方法10 (1) 破砕の手順（プレシュレッダ+シュレッダの場合） 7. 自動車破砕残さの保管の方法11 (1) 保管設備の構造、使用方法等 (2) 保管方法等 (3) 破砕残さ以外の他の残さを混入しないための方法 8. 排水処理施設の管理の方法12 9. 破砕業の用に供する施設の保守点検13 (1) 保守点検計画等 10. 火災予防上の措置14 (1) 危険物への対応 (2) 労働安全衛生法への対応 (3) 緊急通報体制 (4) 従業員への周知・教育・訓練 11. 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬方法16 (1) 自社車両による運搬 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 この標準作業書は、事業所内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。 外国人従業員についても、作業例を実際に示すなどにより、周知を徹底する。	■ 標準作業書に記載すべき項目が網羅されていることがわかる目次を記載すること。 ■ 外国人従業員がいる場合は、その周知方法も記載する。

1. フローチャート（処理の流れ）

記 載 例	解 説
1. フローチャート（処理の流れ） 本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること <pre> graph TD 6["(6) 解体自動車の運搬"] --> 1["(1) 解体自動車の保管"] 1 --> 2["(2) 破砕前処理"] 2 --> 3["(3) 破 砕"] 3 --> 4["(4) 排水処理施設の管理"] 4 --> 5["(5) 破砕残さの保管"] 5 --> 7["(7) 破砕残さの運搬"] 9["(9) 火災予防上の措置"] --- 1 8["(8) 設備の保守点検"] --- 1 </pre>	■ 自社の破砕（破砕前処理）の実際の手順をチャートに示す。ただし、次頁の配置図上で示すことと省略することもある。 ■ 標準作業書に必要な項目の（１）～（９）をすべて盛り込むこと。 （１） 解体自動車の保管の方法 （２） 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 （３） 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 （４） 排水処理施設の管理方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） （５） 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 （６） 解体自動車の運搬の方法 （７） 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 （８） 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 （９） 火災予防上の措置

2. 事業場の配置図

記 載 例	解 説
2. 事業場の配置図 (例) 同一敷地内で保管、破碎を行う場合 本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること	■ 施設の配置を図示する必要がある。 ■ 配置図の上で、作業の流れを「→」で表示するなどにより、フローチャートの代わりとすることも可能である。

3. 解体自動車の運搬の方法

記 載 例	解 説								
(1) 自社車両による運搬 ① 解体自動車の運搬車両への積み降ろしは、フォークリフトにより行い、当社事業場及び破砕事業者の保管場所の床面を破損させないように留意して行う。 <table><tr><th>使用車種</th><th>最大積載量</th><th>登録番号</th></tr><tr><td>クレーン付ダンプ</td><td>4 t</td><td>〇〇あ〇〇〇〇</td></tr><tr><td>平ボディ車</td><td>2 t</td><td>〇〇い〇〇〇〇</td></tr></table> ② 運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 解体自動車の当社への運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、車検、修理その他の事由で委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。 ○ (有)△△△金属 許可番号…………… ○ (株)☆☆自動車 許可番号…………… 本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること ■ 運搬時の注意事項 ○ バッテリー（鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池）、タイヤ、廃油・廃液及び室内照明用の蛍光灯の回収が行われていることを確認する。 ○ 解体自動車に一般ごみなどの異物が混入している場合は引き取りを拒否する正当な理由となる。 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 解体自動車の運搬を自動車リサイクル法の登録・許可業者でないものが行う場合、前掲の使用済自動車の運搬と同様に廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の収集・運搬業の許可を有するものに委託する必要があるが、廃掃法上のマニフェストは不要であるが、委託契約は必要である。 <事業者の産業廃棄物の運搬等の委託の基準> 1 受託者が廃棄物収集運搬業の許可（積む場所、降ろす場所それぞれを所管している自治体の許可が必要）を有していること。 2 受託者が産業廃棄物収集運搬業者である場合、事業の範囲に金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類が含まれていること。 3 次に掲げる事項を含む委託契約を書面により行うこと。 ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ② 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ③ 委託契約の有効期間 ④ 委託者が受託者に支払う料金 ⑤ 受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって、かつ、委託しようとする産業廃棄物がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面（許可証の写し等） ⑥ 受託者が積替・保管を行う場合、その場所の所在地、保管できる種類及び保管上限 ⑦ 受託者が積替・保管を行う場合、他の廃棄物と混合することの許可等に関する事項 ⑧ 適正な処理のために必要な事項 イ) 廃棄物の性状、荷姿に関する事項 ロ) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項 ハ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項 ニ) その他注意すべき事項 ⑨ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ⑩ 契約解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項 4 運搬車、運搬容器は、廃棄物が飛散・流出、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。	使用車種	最大積載量	登録番号	クレーン付ダンプ	4 t	〇〇あ〇〇〇〇	平ボディ車	2 t	〇〇い〇〇〇〇
使用車種	最大積載量	登録番号							
クレーン付ダンプ	4 t	〇〇あ〇〇〇〇							
平ボディ車	2 t	〇〇い〇〇〇〇							

4. 解体自動車の保管の方法

記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること (1) 保管場所の範囲の明確化 ① 保管場所は、配置図に記載のとおり。 ② 保管場所の床面に白線を引き、保管場所の範囲を明示する。 ③ 保管場所の面積は〇〇m²	(1) 保管場所の範囲の明確化 ① 無秩序に解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。 ② 囲いの範囲と解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。 ③ 事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が解体自動車の保管場所である場合には、例えば以下のような様々な対応が考えられる。 ○ 許可申請の際に提出する図面や、標準作業書でその範囲を明確にする。 ○ 保管場所の境界にカラーコーンを置く。 ○ ロープ等の目印となるものを地面に固定する。 ○ 地面に白線等を引いて、その範囲を明確化する。

記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること (2) 保管の方法 ① 圧縮していない解体自動車を保管する場合は、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み3mまで、その内側では3段積み4.5mまでとする。 ② 圧縮後の解体自動車については、50%勾配にて積み上げる。 <トラック等大型車を保管する場合> 平置きで保管する。	(2) 解体自動車の保管基準 ① 解体自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。 ○ 圧縮していない解体自動車の保管の高さは、屋外においては、囲いから3m以内は、高さ3m以下)まで、その内側では高さ4.5m以下までとする必要がある。大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。 ○ 圧縮(重機によるプレス、ソフトプレス、Aプレス、サイコロプレス等)した解体自動車を屋外で容器を用いずに保管する場合にあつては、以下の高さを遵守する。 (囲いに接しない場合) (囲いに接する場合) ② 使用済自動車の保管にあたっては、解体自動車以外の他の廃棄物を混入しないこと。

5. 解体自動車の破砕前処理の方法

記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること (1) 圧縮の方法（プレス機の例） ① 圧縮前の解体自動車を保管場所からフォークリフトでプレス機まで運搬する。 ② ニブラ等重機を用いて解体自動車を掴み、作業場へ降ろし、簡易整形してプレス機に投入する。 ③ プレス機を遠隔操作にて作動させ2軸プレスを行う。 ④ 解体自動車を〇台プレスするたびにフォークリフトにより保管場所へ運搬する。 圧縮の状況の写真 ※①～④は、写真により代用することもできる。 ⑤ 圧縮に当たっては、自動車以外のもの（家電、自動販売機など）を混入させることのないように行う。 (2) せん断の方法（ギロチンシャーの例） ① せん断前の解体自動車を保管場所からフォークリフトでギロチンシャーまで運搬する。 ② 重機を用いてギロチンシャーに投入する。 ③ せん断物をリフティングマグネットで保管場所に移動する。 せん断の状況の写真 ※①～③は、写真により代用することもできる。 ④ せん断に当たっては、自動車以外のもの（家電、自動販売機など）を混入させることのないように行う。 (3) 破砕前処理品の運搬先 ① 破砕業者 ○○商店 ② 解体自動車全部利用者 △△製鉄 (4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置 ＜移動型施設の場合＞ ○ 圧縮は、移動先の事務所内で、かつ、周辺に影響が少なく、床面が鉄筋コンクリートで舗装された場所で行い、道路上では作業しない。 ○ 近隣に住宅がある場所では、早朝、夜間は作業しない。 ○ 廃油、廃液の漏出があった場合には、直ちにウエス等で拭き取り、原状回復を図る。また、解体業者に対し、廃油、廃液の確実な回収を促す。	(1) 破砕前処理の方法 ○ 破砕前処理の方法は各業者により異なるので、各業者が通常行っている手順に沿って記載する。 ○ 破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある一般ごみなど、解体自動車以外のものが混入しないようにすること。 (3) 破砕前処理品の運搬先 ① 解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引き渡しの事実を証する書面を5年間保存することが必要。 ② 自動車製造業者等が、解体業者やプレス・せん断処理業者に委託して破砕残さを生じさせない方法で解体自動車を国内で再資源化する場合、自動車製造業者等は経済産業大臣・環境大臣の認定を受けることが出来、これにより破砕残さ分のリサイクル料金の払い渡しを受けることができる制度がある。 (4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置 ○ 重機による事前作業も含め、周囲への飛散、流出、騒音等を防止するため建屋内で行うことが最も有効で、望ましい。

6. 解体自動車の破碎の方法

記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること (1) 破碎の手順（プレシュレッダ＋シュレッダの場合） ① 自動車以外のもの（家電、自販機等）の混入がないことを確認し、プレシュレッダに投入する。 ② 解体自動車をシュレッダー機に投入し、細かく破碎加工した後、機器（磁気選別機等）により有用金属（鉄、アルミニウム等）を回収する。 破碎の状況の写真	破碎業者による再資源化に関する基準（規則第16条） ① 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。 ② 自動車破碎残さに異物が混入しないように、解体自動車の破碎を行うこと。

7. 自動車破碎残さの保管の方法

記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること (1) 保管設備の構造、使用方法等 <屋根がある場合> 屋根、鉄筋コンクリート床面、排水処理施設のある保管施設で保管する。 <屋根がない場合> ① 排水処理施設により、汚水の処理を行う。 ② 床面は鉄筋コンクリート構造であるが、汚水の地下浸透を防止するため、床面のひび割れ等があれば、早急に補修を行う。 ③ 破碎残さの飛散又は流出がないように、必要に応じて防塵ネットを用いる。 (2) 保管方法等 破碎残さの飛散又は流出が起こらないように、保管する。 (3) 破碎残さ以外の他の残さを混入しないための方法 A S Rと、それ以外の残さ（SR）とを区分して保管する。	(1) 保管設備の構造、使用方法等 ① 発生量、保管量、搬出量を勘案し、保管量が保管設備容量を超えないようにすることが重要である。 ② 保管設備の床面は重機の使用により、ひび割れや破損を生じるので、補修等の必要性を記入する。 ③ 特に湿式の破碎設備の場合は、保管設備から流出しない方策を記入する。 (2) 保管方法等 破碎残さの保管方法で留意する点を記入する。 (3) 破碎残さ以外の他の残さを混入しないための方法 破碎施設でA S R以外の破碎を行っている場合は、他の残さが混入しない方策を記入する。

8. 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る）

記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること <油水分離装置による場合> ○ バキュームにより、浮遊油を除去する。 ○ 毎日、各種の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態を確認する。 ○ 廃油、汚泥は、定期的に引き抜き、産業廃棄物処理業の許可を持つ○○清掃（株）（許可番号……………）に処理を委託する。 写真 <排水処理施設による場合> ○ 管理マニュアルに基づいて管理を行う。 写真	

9. 破碎業の用に供する施設の保守点検

記載例

本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること

(1) 保守点検計画等

次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。この計画は、毎事業年度当初に見直し作業を行う。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
1 プレス機	破損の有無	1回/月	直ちに応急措置した後、補修
2 せん断機			
3 一次破碎機			
4 破碎機			
5 選別機			
6 コンベア	①破損の有無 ②異常音の有無	①1回/週 ②毎日（始業時）	
7 囲い等	①破損の有無 ②施錠の適否	1回/月 毎日（作業終了時）	
8 床面	①ひび割れの有無 ②鉄板溶接部の隙間の有無 ③油膜の有無	毎日（始業時）	① } 直ちに補修 ② } ③直ちに除去
9 排水処理施設	①放流水質 ②堆積物の量	①随時 ②1回/週(金曜日)	②除去
10 排水溝	①破損の有無 ②ごみ・異物の撤去	1回/週（金曜日）	①直ちに補修
11 公害防止機器	①破損の有無 ②貯留量の確認	1回/週（金曜日）	

解説

(1) 保守点検計画等

① 日常、定期点検表に記入する内容

○ 主要機器・公害防止機器（粉塵防止、排水処理設備等）の点検項目は機器メーカーから提供される点検表で作成する。点検により判明した不都合な点に対応して、修理等を行い記録する。

○ 電気事業法 労働安全衛生法 廃棄物処理法 消防法の法令で定まった点検については、その頻度や内容を明記する。

○ 作業場の床、側溝、ためます等の点検についても記入する。→ 点検により判明した不都合な点に対応して、修理等を行い記録する。

② 主要機器

プレス機、せん断機（ギロチン）、一次破碎機（プレシュレッダー）、破碎機（シュレッダー）、選別機（磁気選別機、風力選別機、振動選別機）、コンベア、減容化施設

③ 公害防止機器

サイクロン 湿式集塵機 バグフィルター

1 O. 火災予防上の措置

記 載 例	解 説
(1) 危険物への対応 ① 管理者の選任 危険物の取扱いに関する管理者を選任する。 危険物保安監督者：〇〇〇〇〇 危険物管理責任者：〇〇〇〇〇 (いずれかを記入) ② 消火器の設置場所、本数等 別図のとおり (消火設備の配置図を添付) ③ 決められた場所以外で火気を使用する場合は、防火責任者の許可を得る。 ④ 消火器、表示盤、看板の点検を実施する (3ヶ月に1回。防火責任者)。 ⑤ 喫煙場所以外では喫煙しない。 消火器の配置状況の写真 (2) 労働安全衛生法への対応 アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合 作業主任者：〇〇〇〇	(1) 危険物への対応 ① 管理者の選任 消防法第13条第1項 (危険物の規制に関する政令第31条の2) に危険物保安監督者を定めなければならない製造所等が定められている。 法に定める以外の施設等においても管理責任を明確にするために管理者を選任することが望ましい。 ② 消火器の設置場所、本数等 消火設備については、消防法政令第20条において定められており、同政令別表第5によれば、第4類の危険物については泡消火設備、二酸化炭素消火設備、粉末消火設備などが定められている。(消火器の位置や本数については消防署に確認のこと) (2) 労働安全衛生法への対応 ○ 労働安全衛生法第14条 (施行令第6条第2項) にアセチレン溶接装置を用いた溶断作業には作業主任者を選任すべき旨が規定されている。 ○ 高圧ガス保安法と同様に逆火防止のため、安全装置の設置が義務化されている。

記 載 例	解 説
本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること (3) 緊急通報体制 火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見やすい場所に掲げる。 また、警察、消防、労働基準監督署、さいたま市産業廃棄物指導課等に連絡する。 (例) 第一発見者 作業責任名 (自宅TEL) ○○-○○○○ (携帯) ○○-○○○○ 事業所責任者名 (自宅TEL) ○○-○○○○ (携帯) ○○-○○○○ 消防署 警察署 △△労働基準監督署 ○○○-○○○-○○○○ さいたま市産業廃棄物指導課 048-829-1608	(3) 緊急通報体制 ○ 事業所で高圧ガスを使用する場所や事務所の見やすい場所に掲げ、従業員に周知徹底することが必要である。 ○ できれば、関係機関と調整し、通報訓練を実施することが望ましい。 ○ 警察、消防、労働基準監督署、さいたま市産業廃棄物指導課等の連絡先が記入されていること。 (4) 従業員への周知・教育・訓練 ○ 事業所ごとに各工程においての作業標準書を作成し、従業員に周知徹底させることが必要である。 ○ 緊急時の対応訓練を出来れば年1回程度実施することが望ましい。

11. 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬方法

記 載 例	解 説									
(1) 自社車両による運搬 ① 破砕残さは、ダンプ、コンテナバンに搭載し、被覆シートで覆いをして雨による濡れ、飛散流出がないように輸送する。 <table><tr><th>使用車種</th><th>最大積載量</th><th>登録番号</th></tr><tr><td>ダンプ（覆い付）</td><td>10 t</td><td>〇〇あ〇〇〇〇</td></tr><tr><td>コンテナバン</td><td>4 t</td><td>〇〇い〇〇〇〇</td></tr></table> ② 運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。 ① ㈲△△△金属 許可番号…………… ② ㈱☆☆自動車 許可番号…………… 本欄は、あくまで一つの記載例であるので、各自の方法に沿って記載すること	使用車種	最大積載量	登録番号	ダンプ（覆い付）	10 t	〇〇あ〇〇〇〇	コンテナバン	4 t	〇〇い〇〇〇〇	■ 破砕残さの運搬方法 ○ シュレッダーダストは、破砕した廃プラスチック類、ガラスくず、様々な金属くずが混合した微粉末状のものであり、飛散する可能性が高いので注意を要する。 ○ その運搬車は、架屋型車両かシート等による覆いができる構造のパネルバンやコンテナトラック、深鉢ダンプなどが考えられる。 ○ 自然発火の可能性もあるので、車両には消火器などを備え付ける必要がある。 (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 自動車リサイクル法の登録・許可業者でない者にシュレッダーダストの運搬を委託する場合、廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の収集・運搬業の許可（積む場所、降ろす場所それぞれを所管している行政の許可が必要）を有する者に委託する必要がある。 この際、廃掃法のマニフェストの交付は不要であるが、委託契約は必要となる。 この委託契約の締結は、廃棄物処理法施行令第6条の2（委託基準）及び同施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書面）並びに同8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）の定めに従って行う必要がある。また、この契約書は契約の終了の日から5年間保存しておく必要がある。 ＜事業者の産業廃棄物の運搬等の委託の基準＞ 1 受託者が廃棄物収集運搬業の許可（積む場所、降ろす場所それぞれを所管している自治体の許可が必要）を有していること。 2 受託者が産業廃棄物収集運搬業者である場合、事業の範囲に金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類が含まれていること。 3 次に掲げる事項を含む委託契約を書面により行うこと。 ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ② 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ③ 委託契約の有効期間 ④ 委託者が受託者に支払う料金 ⑤ 受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって、かつ、委託しようとする産業廃棄物がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面（許可証の写し等） ⑥ 受託者が積替・保管を行う場合、その場所の所在地、保管できる種類及び保管上限 ⑦ 受託者が積替・保管を行う場合、他の廃棄物と混合することの許可等に関する事項 ⑧ 適正な処理のために必要な事項 イ) 廃棄物の性状、荷姿に関する事項 ロ) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項 ハ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項 二) その他注意すべき事項 ⑨ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ⑩ 契約解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項 4 運搬車、運搬容器は、廃棄物が飛散・流出、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。
使用車種	最大積載量	登録番号								
ダンプ（覆い付）	10 t	〇〇あ〇〇〇〇								
コンテナバン	4 t	〇〇い〇〇〇〇								